

雲出川流域治水対策検討会 会議資料（1）

－ 雲出川流域治水対策検討会について －

目 次

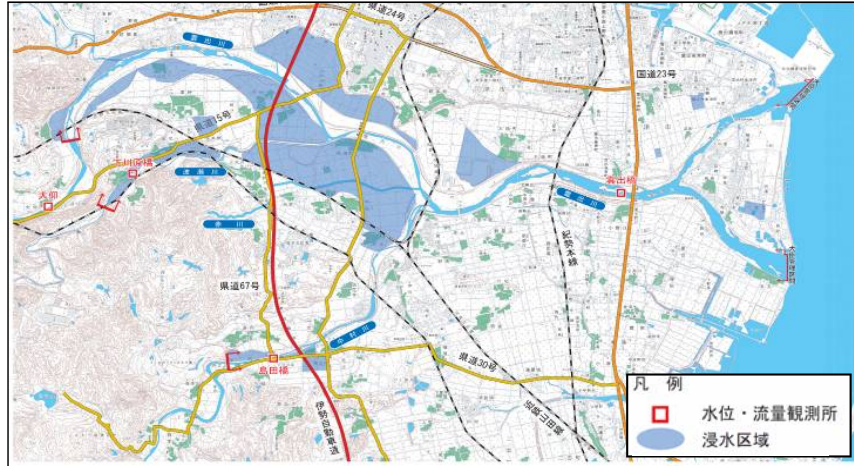
雲出川流域治水対策検討会について	1
雲出川流域治水対策検討会規約（案）	2

平成23年2月7日

雲出川流域治水対策検討会について

治水対策検討会 設立背景

- ▶ 雲出川流域では、平成2年、5年、16年、21年など台風や集中豪雨による浸水被害が頻発している。
- ▶ 浸水発生区域は流域内に点在し、外水・内水氾濫などの複合的な要因に起因している他、異なる管理主体で連携した対策が求められる箇所も見受けられる。



平成16年9月洪水（台風21号）における浸水状況（国管理区間）

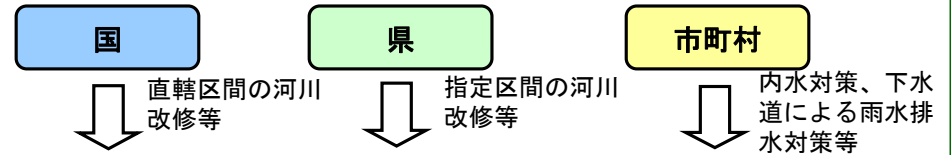
治水対策検討会 設立趣旨

- ・ 雲出川流域及び隣接する二級水系では、平成2年、5年、16年、21年など台風や集中豪雨による浸水被害が頻発している。
- ・ 一方、浸水被害の要因としては河川から洪水が溢れることによって生じる外水被害だけではなく、降雨が排水できないことによる内水被害等多岐にわたっており、これらを解消するためには、国所管の河川と県所管の河川、県所管の河川と市所管の下水道など複数の所管にまたがる対策が必要なものも多い。
- ・ さらに、治水投資が限られる中で早期の効果発現を行うためには、従来の河川改修や下水道整備だけではなく、流域での貯留やソフト対策など様々な施策も併せて関係者が連携して取り組むことが効果的である。
- ・ また、平成22年度から、地域の課題に対する総合的な交付金制度（社会资本整備総合交付金）が創設された。
- ・ このため、「雲出川流域治水対策検討会（仮称）」を設立し、国・県・市が互いに連携して減災に向けた効率的かつ効果的な治水対策をとりまとめるとともにフォローアップを実施するものである。

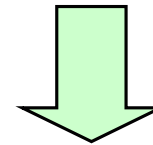
治水対策検討会 設立概念

従来の治水対策

各管理主体が個別に対応



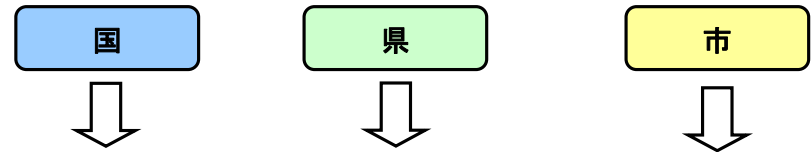
浸水被害が外水、内水等多岐にわたるため、被害を解消するためには、複数の所管にまたがる対策が必要



- ▶ 治水投資が限られる中で早期の効果発現が必要
- ▶ 地域の課題に対する総合的な交付金制度が創設

本検討会で目指す治水対策

各管理主体が互いに連携し対応



雲出川流域治水対策検討会

三者連携により効果的なハード・ソフト対策を検討

互いに連携することにより、減災に向けた効率的かつ効果的な治水対策の早期着手を目指す

雲出川流域治水対策検討会規約（案）

雲出川流域治水対策検討会（仮称） 規約（案）

第1条（名称）

本会の名称は、『雲出川流域治水対策検討会』（以下『検討会』という。）とする。

第2条（目的）

検討会は、国土交通省と、三重県、津市、松阪市が、雲出川流域全体及び隣接する地域の治水に関する当面の課題等について情報共有・意見交換を行うとともに、互いに連携して減災に向けた効率的かつ効果的な治水対策をとりまとめるものである。

第3条（会務）

検討会は、前条の目的を達成するため、次の項目について調整・整理を行うものとする。

- (1) 治水対策検討箇所の検討
- (2) 減災に向けた対策内容（ハード・ソフト対策）の検討
- (3) 各行政機関（国・県・市）における治水対策の当面の進め方の検討
- (4) 上記検討結果のフォローアップ
- (5) その他、本会で必要と認める事項

尚、検討会のもとに、会務遂行のため幹事会を設けるものとする。

第4条（組織）

1. 検討会は、原則として別表－1に掲げるメンバーで構成するものとする。
2. 会長は、検討会の会務を統括し、三重河川国道事務所長をもってこれにあてる。
3. 幹事会は、原則として別表－2に掲げるメンバーで構成するものとし、必要に応じてメンバーを変更（追加）することができる。
4. 幹事長は、三重河川国道事務所副所長をもってこれにあてる。

第5条（検討会等の開催）

1. 検討会は、必要に応じて適宜開催するものとし、会長が招集し会務を統括する。
2. 幹事会は検討会の前に適宜開催するものとし、幹事長が招集し会務を統括する。

第6条（情報公開）

検討会は、原則公開とし、検討会の資料等については、会議終了後に公開する。
ただし次に掲げる場合であって、幹事会で非公開を決定したときはこの限りではない。
(1) 非開示情報が含まれる事項についての整理・調整を行うとき
(2) 公開することにより、円滑な運営に支障が生ずると認められるとき

第7条（事務局）

1. 検討会及び幹事会の事務局は、国、県、市の各部局（別表－3）に設けるものとする。
2. 事務局は、検討会及び幹事会の運営に関して必要な事務を処理する。

第8条（規約の改正）

この規約を改正する必要があると認められるときは、検討会で協議するものとする。

第9条（疑義）

検討会の運営にあたり、本規約に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、必要に応じて適宜協議を行うものとする。

第10条（附則）

この規約は、平成23年 月 日から施行する。

雲出川流域治水対策検討会 構成員

別表－1

所 属	役職名	備 考
津市	市 長	
松阪市	市 長	
三重県	県土整備部	流域整備分野総括室長
国土交通省 中部地方整備局	河川部	河川調査官
	三重河川国道事務所	所 長

雲出川流域治水対策検討会幹事会 構成員

別表－2

所 属	役職名	備 考
津市	建設部	次 長
	建設部 津南工事事務所	所 長
	下水道部	次 長
松阪市	建設部	次 長
	嬉野地域振興局 地域整備課	課 長
	三雲地域振興局 地域整備課	課 長
三重県	県土整備部 河川砂防室	室 長
	津建設事務所 事業推進室	室 長
	松阪建設事務所 事業推進室	室 長
国土交通省 中部地方整備局	河川部 河川計画課	課 長
	河川部 地域河川課	課 長
	三重河川国道事務所	副所長

雲出川流域治水対策検討会 事務局

別表－3

所 属	備 考
津市	建設部 事業調整室
松阪市	建設部 土木課 管理・事業調整室
三重県	県土整備部 河川砂防室 河川計画グループ
国土交通省 中部地方整備局	三重河川国道事務所 調査第一課